

京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授会規程

平成20年 3月17日 制定
令和 4年 1月11日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学組織運営規則第15条の規定に基づき、京都教育大学大学院連合教職実践研究科（以下「研究科」という。）における学校臨床力高度化系及び教科研究開発高度化系の教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 教授会は、研究科長、副学長、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、助教は、教員人事に関する事項を審議する場合は、教授会に出席しないものとする。

(審議事項)

第3条 教授会は、研究科に係る次の事項を審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 学生（当該系に所属する学生をいう。以下同じ。）の入学、課程の修了、その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 三 学生の修学その他学生生活の指導、助言、援助に関する事項
- 四 教員人事に関する具体的事項
- 五 その他教育研究に関する必要な事項

2 教授会は、前項各号のほか教育研究評議会から付託された事項を審議する。

3 第1項に掲げる審議事項のうち、学校教育法第93条第2項に規定する学長が決定を行うに当たり意見を述べるべき事項については、別に定める。

4 教授会は、第1項に規定するもののほか、学長及び教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議 長)

第4条 教授会に議長を置き、研究科長をもってこれに充てる。ただし、研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長の指名した系主任がその職務を代行する。

2 議長は、教授会を主宰する。

(議事及び運営)

第5条 教授会は、休職者及び出張者を除き、構成員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教員人事に関する事項については、構成員（休職者及び出張者を除く。）の4分の3以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。この場合の議決は票決によるものとし、有効投票の3分の2以上の賛成を必要

とする。

第6条 研究科長は、構成員の5分の1以上の要求があった場合には、教授会を開催しなければならない。

(その他の委員会等)

第7条 教授会が必要と認めるときは、専門的な事項について調査検討するため、委員会等を置くことができる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の出席を求め、議案に関し説明又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第9条 教授会の事務は、総務・企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月7日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。